

情報公開制度と 個人情報保護制度 14年度の実施状況



市民参加を促し開かれた市政運営

市民参加の市政を 情報公開制度

情報公開制度は、市民の皆さんが市の持っている行政情報の公開を求める権利を保障するものです。

この制度は、市の活動を市民の皆さんに説明することで、市政に対する参加を促し、一層公正で開かれた市政を運営することが目的です。

平成十四年度の情報公開の請求・申出件数は七十二件で、十三年度の五十三件と比べると十九件増加しています。七十二件のうち全部を公開したものは三十一件、部分公開したものは二十六件でした（表1のとおり）。

区分	件数	処理状況				取下げ	
		方法	件数	公開	部分公開		非公開
公開の請求	閲覧	1	0	1	0	0	0
	写し	65	27	25	11	2	0
	小計	66	27	26	11	2	0
公開の申出	閲覧	0	0	0	0	0	0
	写し	6	4	0	1	0	1
	小計	6	4	0	1	0	1
合計		72	31	26	12	2	1

「公開の請求」は、前橋市情報公開条例が施行された平成10年以後の行政情報について公開を受けようとする。「公開の申出」は、同条例が施行される前の行政情報について公開を受けようすることをいいます。

非公開は、印影や個人の住所、電話番号などです。

また、主な情報公開請求の内容は、表2のとおりです。

プライバシーを守る 個人情報保護制度

個人情報保護制度は、市が行う個人情報の取り扱いについて、必要なルールを定め、市民の皆

請求の内容	決定区分
学校給食野菜使用一覧	公開
水質汚濁防止法に関する特定施設一覧表（名称、所在地、電話番号、排水量、業種および有害物質排水事業所の該当区分）	公開
松並木、二中（第三）、六供、駒形および元総社（蒼海）の各地区の仮換地の取り扱いについて	公開
市の電話交換業務の人材派遣に関する契約書一式	部分公開 印影は偽造防止のため非公開
平成14年度 町行政自治委員と町自治会に対する市からの補助金などが分かる書類、平成13年度町行政連絡事務交付金実績報告書	部分公開 印影は偽造防止のため非公開

区分	件数	処理状況				取下げ	
		方法	件数	公開	部分公開		非公開
開示などの請求	開示	63	60	0	2	1	0
	訂正	0	0	0	0	0	0
	削除	0	0	0	0	0	0
	中止など	0	0	0	0	0	0
	小計	63	60	0	2	1	0
開示などの申出	開示	1	0	0	0	0	1
	訂正	0	0	0	0	0	0
	削除	0	0	0	0	0	0
	中止など	0	0	0	0	0	0
	小計	1	0	0	0	0	1
合計		64	60	0	2	1	1

「開示などの請求」は、前橋市個人情報保護条例が施行された平成10年以後の自己情報について開示などを受けようとする。「開示などの申出」は、同条例が施行される前の自己情報について開示などを受けようすることをいいます。



刊行物は自由にコピーも

また、このコーナーでは、市が作成した刊行物を閲覧したり、パソコンで市のホームページにアクセスしたりすることができ、コピーが必要な人には、コイン式のコピー機（一面十円）も設置してあります。

情報公開コーナー

情報公開コーナーは、市役所2階にあります。情報公開に関する相談、行政情報の公開請求や個人情報の開示請求を受け付

問い合わせは行政管理課
890 6533、情報
公開コーナー 890 6
244へ。